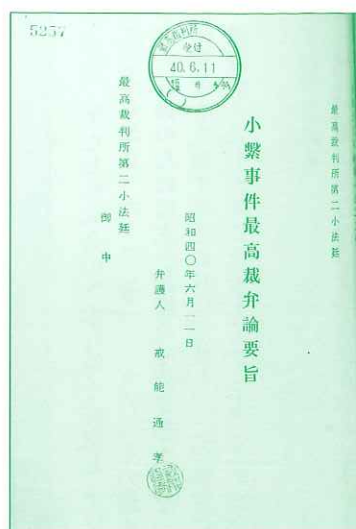
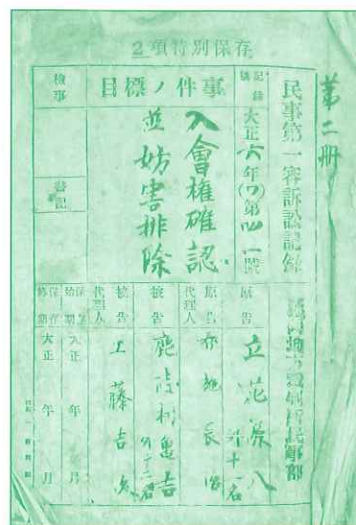


小繫事件 裁判資料集

DVD版 全14枚・別冊1

画像枚数Ⅱ総約15、800枚
資料提供Ⅱ岩手小つなぎの会・早稲田大学法学部法律文献情報センター
揃定価 本体150、000円＋税

- ・第1回配本(Disc1)8)
- 2012年1月 本体80、000円＋税
- ・第2回配本(Disc9)14)
- 2012年6月 本体65、000円＋税
- ・第3回配本(別冊)
- 2013年1月 本体5、000円＋税



不二出版

入会権をめぐり約五〇年、親子三代にわたり続けられた当裁判に関する膨大な資料群は、「そこに暮らす人々にとって、普遍的に利益をもたらすものを、どのように利用し、管理すべきなのか」という新たな問いかけに対し、大いなる教訓となりうるものである。

小繫事件裁判資料集 DVD版 全14枚・別冊1

第3回配本	第2回配本							第1回配本							配本Disc
別冊	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	内容
解説・解題・収録資料目録・各裁判記録細目次 ・小繫事件裁判関連年表・小繫概況	上申書・調停 昭和32年	共有物現物分割請求 昭和30年	刑事裁判記録④ 仙台高裁(昭和34年)・最高裁(昭和38年)／判決集	刑事裁判記録③ 盛岡地裁3 昭和33、34年 第6冊／第9冊	刑事裁判記録② 盛岡地裁2 昭和32、33年 第3冊／第5冊	刑事裁判記録① 盛岡地裁1 昭和30、32年 第1冊・第2冊	民事裁判記録⑧ 民事訴訟判決・調停集(第1次・第2次)	民事裁判記録⑦ 民事訴訟第2次控訴審 小繫(昭和26年)・田子(昭和27年)	民事裁判記録⑥ 民事訴訟第2次第1審 田子 昭和21年	民事裁判記録⑤ 民事訴訟第2次第1審 小繫 昭和21年	民事裁判記録④ 第1次控訴審(昭和7年)・控訴上救助(昭和9年)・上告審(昭和11年)	民事裁判記録③ 第1次第1審 大正6年 第6冊／第9冊(甲号・乙号証拠物写)	民事裁判記録② 第1次第1審 大正6年 第3冊／第5冊	民事裁判記録① 第1次第1審 大正6年 第1冊・第2冊	
	2012年6月刊 本体65,000円＋税 ISBN978-4-8350-6990-6							2012年1月刊 本体80,000円＋税 ISBN978-4-8350-6989-0							
2013年1月刊 本体5,000円＋税 ISBN978-4-8350-6991-3															

本ディスクに関するご案内

1、ご使用のパソコンの条件について

本資料のファイルはHTMLとJPEGファイル、一部読み起しデータに関してはPDF形式で作られています。読み起しデータを閲覧するためには、「Adobe Reader®」(無償)などの閲覧ソフトがパソコンにインストールされている必要があります。

2、推奨する動作環境

対応OS：WindowsXP以上
対応ブラウザ：InternetExplorer6以上、およびFirefox 3.6 以上
CPU：Intel PentiumⅢ以上
実装メモリ：256MB以上
ディスプレイ解像度：1024×768ピクセル以上
DVDドライブ：2倍速以上

不二出版

〒113-0023
東京都文京区向丘1-2-12
電話03-3812-4433
ファクシミリ03-3812-4464
振替00160294084

●表示価格はすべて税別。

小繫事件とは、岩手県二戸郡一戸町字小繫の小繫山の入会権に関して、一九一七年に地元農民を原告として起こされた民事訴訟に端を発した刑事を含む一連の裁判に至った事件のことである。

小繫の住民は、先祖代々二千ヘクタールの小繫山に依存した生活を続けていた。小繫山は地域の人々が自由に入り、肥料、飼料といった農業に欠かせない物資や食と住に関わる建築用材、燃料、食料なども調達していた。

一八七三（明治六）年、地租改正にともなう官民所有区別処分の際に、この小繫山が民有地とされた。このときに発行された地券の名義人から譲渡を受けた者が、警察力などを使って小繫山への農民の立入りを実力で阻止するようになり、農民はこれを不服として一九一七年訴訟を起こし（第一次民事訴訟）、この後全ての裁判が結審するまでに五〇余年、親子三代に亘って争われることになった。

この度、不二出版株式会社が、小繫事件の裁判資料をDVDに収録し刊行することは、農山村の農家や入会権に関心をもつ方々にとって大きな朗報である。大変貴重な資料ではあるが、目を通すのが難しいのが現状であった。この刊行の機会に手にしていただければと思う。

『小繫事件裁判資料集』刊行の意義

戒能通厚（早稲田大学名誉教授）

小繫は、山の村である。わずかの耕地しかないが、山林があつて村の生活が支えられてきた。小繫事件とは、この山林、すなわち入会山で木材等を採取しようとした農民が、所有権を取得したと主張する地主に入会権の行使を阻まれ、一九一七年に入会権確認・妨害排除請求訴訟を起こしたことから始まった。そして、一九六六年の最高裁での上告棄却に至るまで、訴訟事件としてだけでも二度の戦争を挟む半世紀に及んだ農民の裁判を通じた闘いであつた。この事件の弁護のために大学教授をやめ弁護士となった民法・法社会学者、戒能通厚の早稲田大学大学院でのゼミ生が、故藤本正利である。戒能通厚は、私の父である。藤本は、農民の闘争を支援するため村に定住し、この訴訟に関わり、農民の入会権の主張を支援したため、森林法違反で自らも刑事被告人とされ、最高裁でも有罪は動かなかった。かれは、恩師が一九七五年に死去してから、この事件の訴訟関連資料を歴史に残そうと、懸命に努力したが、実現せず、二〇〇一年に世を去った。

本書は、その後多くの人がどの尽力でDVDと書籍の形で、この事件に関わる裁判関係の記録を集成したものととして刊行される。

戒能通厚は、その『小繫事件』（岩波新書）で、小繫事件とは、「自分の手で自分の権利をまもろうとしている農民に救いがあるか否か、その農民が山の主人になれば、自分で山の開発ができるか否かをためしている事件である。事件は小さい。しかしその裾は大きい。小繫で農民が勝つことは、次の段階として農民が手足とともに頭を使う生産の主人となることにつながっているのである。東北の一寒村で起こっている小繫事件、小さくはあるけれども、私はその中に日本の未来を考えさせられているのである」と書いた。

この資料集が、小繫裁判の全過程が検証できるものとして刊行される意義は大きい。ひとつには、この裁判の歴史とそのプロセスの分析を通じ、我が国の裁判総体の研究ができるということがある。第二に、明治期の民法典編纂で「省略」された入会権規定における「慣習」の明文条項との関係について研究できることである。我が国では、コモン・ローと対照的に、土地上の権利に関する慣習的権利と制定法上の権利との関係が究明されていない。この資料集には、三代の訴訟に関わった農民のことがばで語られる「入会権」についての多くの証言が記録されている。近代的土地所有権の「観念性」とは何か。その「絶対性」とは、小繫事件に現れたように、警察権力を使った「入会権」の圧殺を意味するものであるのか。事件のその後の現在の小繫では、勝訴した地主の所有権は遊休化したままであり、農民の生活のための小繫山での生産活動は、細々ながら継続している。「解説」を書いた戒能通厚の門弟であつた畑穰は、この際だった差異に、入会権と近代的土地所有権の本質的な対照を見出している。そして、最近では「コモンズの悲劇」ならず、土地の交換的・商品価値のみに着目した「近代的所有権の悲劇」に対して、土地への持続的・循環的な共同の生産と管理を意味するコモンズ論の観点から、小繫への注目が国内外から集まっている。訴訟記録には、こうした観点からの地域社会の形成の理論が含まれている。

死力を尽くした最高裁での弁論にもかかわらず、訴訟に敗れた戒能通厚は、「その昔、それでも地球は回つていたと言った人がいました。私は、それでも入会山は存在していると言わざるを得ないのであります」と言った。いま、この記録集によって、その発言の意味したところが、あらためて語られつつあるように思われる。貴重な資料集の刊行を、心から歓迎したい。

『小繫事件裁判資料集』推薦文

室田 武（同志社大学経済学部教授）

入会権は日本に固有の制度だが、天然資源を地域住民が自治的に共同利用する類似の制度は、イングランド、ノルウェー、スイスなど、いくつかの海外諸国にも存在する。イングランドやウェールズでは、入会権の及ぶ土地空間をコモン、あるいはコモンズというが、近年ではその英語が世界語となって広く使われている。私物化されるのではなく、国有とされるでもない空間、あるいはその産物を地域住民が管理・利用すること、持続可能な資源利用がなされてきた世界各地のこれまでの経験が、いま改めて再評価されている。このことが、コモンズという言葉の普及の背景をなすものである。

小繫事件は、入会山の私物化を巡って明治時代から第二次世界大戦後にまでまたがって争われた係争である。この場合の入会山は、かつては岩手県北部の小繫集落の村民が所有しその山の恵みを村民が等しく享受してきたものである。裁判の結果は村民にとって厳しいものであつた。土地を、官と民（私）のいずれかに帰属させようという国家意思が司法に色濃く影響し、共同利用の道が狭められたのである。しかし、一〇〇年にわたる係争は、近現代の日本社会のありようを問う貴重な証言の数々を生みだした。

世界的にコモンズが話題になるいま、新しい時代の地域社会の創造に向けて小繫裁判の記録から学べるものはきわめて大きい。入会研究者、コモンズ研究者、司法関係者をはじめ、地域の自治と資源の持続可能な利用を考える多くの人々にとって、価値の高い財産が一つ増えたことを慶びたい。

東北復興の学問的支援のために

山泉 進（明治大学法学部教授）

三月一日の大地震と津波、それに続く福島原発の事故、いわゆる東北震災は、私たちが「生きる」ことの意味を根本的に問い直させてつある。それは、経済的領域にとどまらないで、国家のエネルギー政策から個人のライフスタイルにまで及んでいる。そのことによって、今後、学問研究のあり方もまた大きく変わっていくことになる。

一九三五（昭和一〇）年、布施辰治は書いている、「真に東北の問題を研究して真に東北の更生を図らんとするものは、最も苦しむ山の人達の為めに―そして、最も遅れた山の人達を置き去りにしてはいけない。それにはどうしても入会権の問題を山の人達と同じ心に味解しなければならぬ」と。その前々年、三陸海岸を襲った津波は、三千人を超える死者と行方不明者を出した。前年には冷害による大凶作が東北を痛めつけた。この年、布施辰治は日本労働弁護士の治安維持法違反に連座して、一年半の拘禁をうけ釈放されたばかりであつた。六月二十五日から七月一日までの、岩手県北部への調査旅行は、一九二〇年以来的入会権をめぐる和解条件の履行状況と未解決事件のための証拠資料収集のためのものであつたが、その記録は「奥の入会紀行」として残され、成田暢氏により『石巻文化センター調査研究報告』（第八号、二〇〇六年）に掲載されている。先の引用は、そのなかに記された言葉である。

布施辰治は、現在の石巻市で生まれ、明治大学を卒業した後、人権派弁護士として活躍したことで知られる。布施の入会事件関係の資料は、石巻文化センターに所蔵されていたものであるが、今回の津波による被害を受けた。いま、「ともに生きる」ことが見直され、そして「公共性」が学問的関心として呼び起こされようとしている。入会権をめぐる闘争は古くて新しい問題を提起している。

於テ有シ來リタルモノニシテ控訴人等ハ孰レモ戸主又ハ世帯主ナリ部落居住民カ訴外立花喜應太ニ對シ一戸ニ付毎年五人宛ノ賦役ヲ提供シタル事實アルモ道ハ控訴人等ノ共有ニ屬スル本件係爭山野ニ對シ立花喜應太名義ヲ以テ租税ノ賦課アリ同人ニ於テ租税ヲ納入シタルカ爲部落民ニ於テ租税ヲ共同シテ負擔スル趣旨ノ下ニ爲サレタルモノニシテ本作山野カ同人單獨ノ所有ニ屬シタルカ爲ニハアラス本訴ニ於テ確認ヲ求ムル入會權ノ主體ハ小髙部落居住民ニシテ該控訴人應志村龜吉以外ノ無控訴人等ハモト小髙部落ニ居住シ入會權者ナリシモ入會權ノ行使ヲ部落民ヨリ禁止セラレ

民事第一審判決原本(ウ)

小繫事件關係

二項特別保存

盛岡地方裁判所 民事部

報告人 藤本正利 最終陳述要旨

第一章 明治維新と小梨部居民

明倫彙編
家範典
卷一百一十五

11) 農民収奪

(2) 官私区分と小墾部居民の權利

第二章 小野宮の成立と弘明太子の誕生

文二節 鍾道の(開通)と七集文の背信

(1) 經道不通

(2) 木トク木山の亮新

第三章 憲法の介入と小礫山園

[illegible]

速記録

昭和十四年五月二十六日
第二六回 公判

事件番号 昭和三〇年(第ニニ号) 氏名 竹沢哲夫

検査官は被告諸君が小繋山の立木を伐採したと、あるいは伐採した立木を運搬したと云ふ。

たといふやうなことについでこれが森林法違反

に当ると、犯罪になんだという事で訴訟さ

れております。
小繫部落の人は小繫山に依

存して生活して
いるのであります
あゝ奇蹟

突進 見なうは 小撃の 人々に あつた

目下、入る。山なし、川あり。行い、た、い、

食祭官は論告の清快の中で被告諸君の行

說文解字

3812

関連資料のご案内

『三鷹事件』裁判関係資料集』刊行会 編

「三鷹事件」裁判関係資料集 全3枚・別冊1 DVD版

別冊Ⅱ解説（落合雄三・松村高夫）・収録資料目録

揃定価 本体120,000円+税

推薦 阿部三郎・伊部正之・大石進

一九四九年七月、国鉄中央線三鷹駅構内で七両編成の無人電車が暴走し、死者六名重軽症者二〇名を出す大惨事となった。警察当局は国鉄労働組合の共産黨員数名と非黨員竹内景助を逮捕・起訴した。裁判では、黨員被告全員は無罪。竹内は一審で無期懲役、二審で死刑、無罪を主張した最高裁でも上告を棄却される。そして一九六七年再審の機運が高まる中、竹内は獄死する。本資料集は、今なお謀略性、不可解さを残す事件をあらためて検証するため、裁判記録と救済活動を主とした資料を収録したものである。